

内閣官房
内閣府
公正取引委員会
消費者庁
財務省
経済産業省
中小企業庁

御中

2020年9月1日
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

総額表示についての意見

公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。①週末電話相談・電話相談 110 番の実施、②適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示、不当条項等に対する差止請求、③消費生活相談員のレベルアップのために各種研修等の実施、④消費者への啓発活動の実施、⑤各省庁等への要望や提言、パブリックコメントへの意見表明等の活動を行い、消費者の安心安全な暮らしを守ることを目指しています。

消費生活相談の現場を知る立場から、統一的な総額表示義務を実施していただきたく、以下のとおり意見を申し述べます。

(意見)

総額表示義務については、令和3年3月31日まで、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、誤認防止措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないとする特例が設けられました。そのため、消費税総額表示義務が履行されていますが、特別措置法のもと、現在に至るまで、さまざまな価格表示がなされています。

事業者として、少しでも安く感じてほしいという思いがあるのは理解しますが、消費税が10%となり、消費税を加算した金額が思いのほか高く感じるようになりました。消費者が税込価格と誤解をしたまま購入することに決め、いざ支払う段階で思いのほか高かったということになれば、結果的に不満を持つことになり、せっかく買った商品に消費者満足が得られないこととなります。消費者にとっては、いくら払えばその商品を購入でき、サービスを受けられるかが一番の重要な点です。

表示が原因の消費者トラブルは常に上位にランクされています。インターネット、

テレビ、雑誌、新聞、店舗など、さまざまな媒体を通じて、高度複雑化している商品・サービスが短いサイクルで販売され、消費者が自身にとって適切な商品・サービスを選択することが大変難しい時代になっています。加えて、ポイント還元や、商品やサービスの組み合わせによる割引などもあり、いくらなのかわかりにくくなっています。さらに、商品を比較検討する場合、表示方法がまちまちだと適切な検討がしにくいという側面もあります。表示方法のわかりにくさから、商品・サービスの性能、効果、価格等について、消費者が誤解し、トラブルにつながっています。

価格表示については、統一的に総額表示としていただき、一目で理解でき、わかりやすく、誤解のないようなものにしていただくことが必要だと考えます。